資料-1

第２次犬山市環境基本計画の見直しについて

〇犬山市では、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度を計画期間とする「第２次犬山市環境基本計画」を策定し、環境課題への対応や地球温暖化対策等の取組を推進してきました。

〇計画策定後、関連法令の改正、令和 6（2024）年の国の「第六次環境基本計画」の策定など、環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

〇こうした社会情勢や環境政策の変化を踏まえ、以下のとおり、「第２次犬山市環境基本計画」の中間見直しを行います。

１.最新の環境政策・社会動向を踏まえた計画の見直し

計画策定（令和 3（2021）年 3 月）から 5 年が経過し、脱炭素、自然再興、循環経済など、環境政策を取り巻く動向は大きく変化しています。国の第六次環境基本計画をはじめとする最新の政策動向や市の取組を踏まえ、計画内容を見直します。

２.施策指標の見直し

現行計画に掲げる施策指標について、取組の進捗状況や中間評価における課題を考慮し、指標や目標達成に向けた取組を見直します。

３.二酸化炭素排出量削減目標の見直し

「地球温暖化対策計画」（令和 7（2025）年 2 月閣議決定）、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」（令和 4（2022）年 12 月策定）を踏まえ、二酸化炭素排出量の削減目標を見直します。

あわせて、排出量の算定方法を見直し、地域の排出実態や取組成果の把握を推進します。

４.気候変動適応計画の策定

気温上昇や大雨等の気候変動による影響の顕在化を踏まえて、地域特性に応じた「地域気候変動適応計画」を策定し、環境基本計画と一体的に取りまとめます。これにより、温室効果ガスを削減する「緩和策」と気候変動の影響に備える「適応策」を一体的に推進します。

1.最新の環境政策・社会動向を踏まえた計画の見直し

〇現行計画策定以降の主な環境政策の動向を以下に示します。

〇令和 6（2024）年に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が最上位の目的として掲げられ、脱炭素、循環経済、自然再興等の取組を統合的に進めていく方向性が示されました。

〇現行計画は、目標とする環境像として「里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山」を掲げています。この環境像は、良好な環境を将来世代へ引き継ぐとともに、市民一人ひとりが地域の豊かさや暮らしやすさを実感できるまちを目指すものであり、「ウェルビーイング／高い生活の質」の考え方と方向性を同じくするものと考えられます。

〇中間見直しにおいては、現行計画の環境像や基本的な施策体系を継承しつつ、計画策定後の社会情勢や環境政策の変化、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、計画内容や指標の見直しを行うことを基本とします。

表- 1　現行計画策定以降の主な環境施策の動向

	国	愛知県	犬山市
2021 年	・プラスチック資源循環促進法 ・地球温暖化対策推進法(改正) ・地球温暖化対策計画(改定) ・第六次エネルギー基本計画	・第 5 次愛知県環境基本計画 ・あいち生物多様性戦略 2030	・ゼロカーボンシティ表明 ・第２次犬山市環境基本計画策定
2022 年	・水循環基本計画(改定) ・昆明・モントリオール生物多様性枠組（COP15）	・あいちサーキュラーエコノミー推進プラン ・愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画） ・あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）	
2023 年	・生物多様性国家戦略 ・気候変動適応法(改正) ・気候変動適応計画(改定) ・ＧＸ推進戦略		・第６次犬山市総合計画 ・都市計画マスタープラン・緑の基本計画
2024 年	・生物多様性増進活動促進法 ・第六次環境基本計画 ・第五次循環基本計画	・愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	
2025 年	・第七次エネルギー基本計画 ・地球温暖化対策計画(改定) ・GX2040 ビジョン	・あいち生物多様性戦略 2030 追補版	・一般廃棄物処理基本計画（犬山市食品ロス削減推進計画を含む）

【参考資料】第六次環境基本計画(令和 6 年 5 月 21 日閣議決定)について

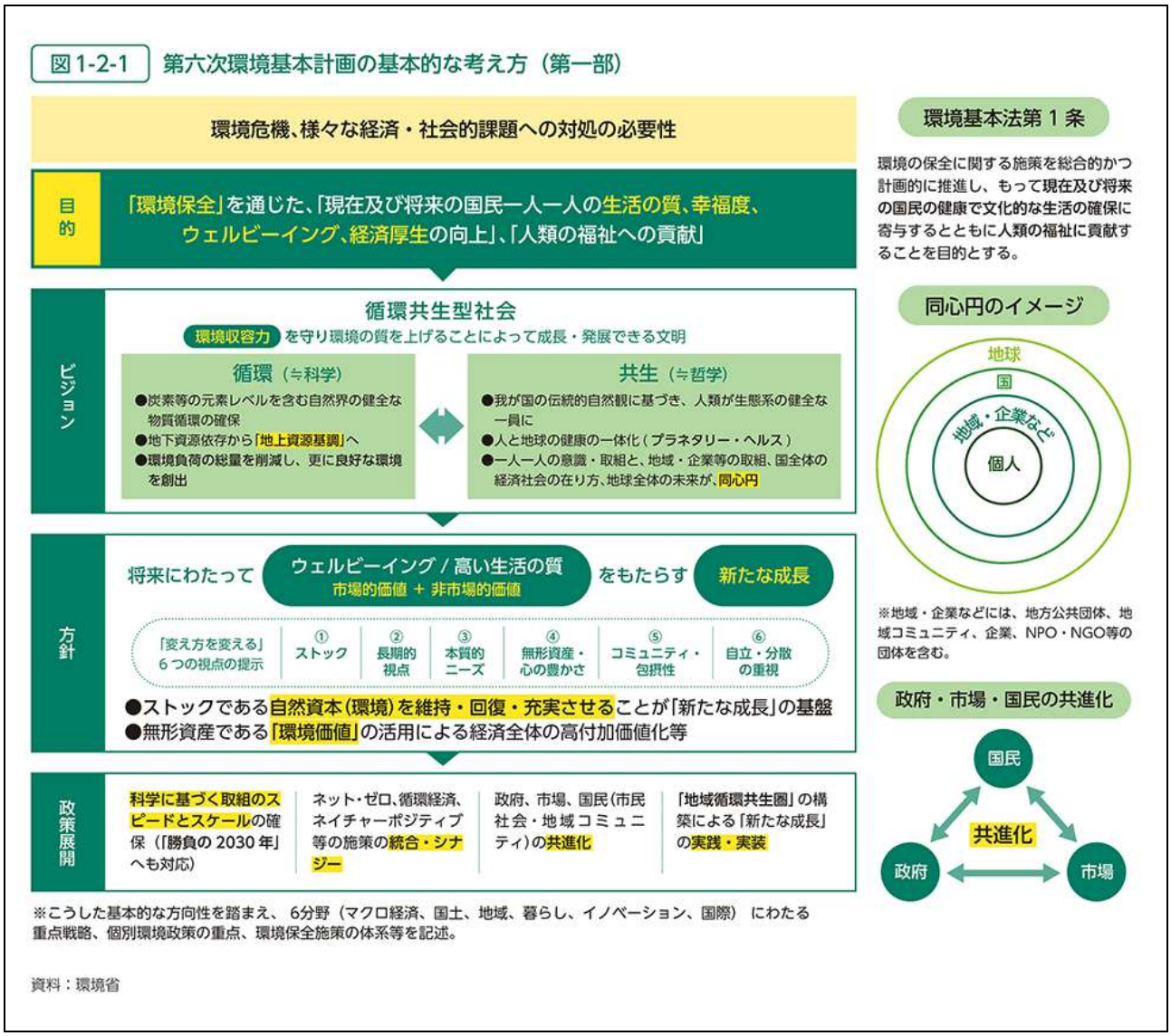


図- 1 【参考】第六次環境基本計画の概要

表- 2　現行計画の施策体系

環境像	基本目標	個別目標	施策	成果指標
里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち　犬山	1　里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～	(1) 里山の保全	①里山（洞）の保全 ②農地、森林・里山林の保全 ③ため池・河川、水辺の保全・活用	満足度(緑の豊かさ、水環境、動植物の多さ、環境活動の機会)
		(2)生物多様性の保全	④動植物の生息･生育環境の保全 ⑤生物多様性の保全に向けた普及・啓発	
		(3)健全な水循環系の構築	⑥健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進 ⑦良好な水環境の維持	
	2　限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～	(4)３Ｒの推進	⑧食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発 ⑨再資源化の推進と脱プラスチック ⑩適正なごみ処理体制の確保	ごみ排出量、家庭ごみ排出量、１人１日ごみ排出量、リサイクル率、満足度
	3　安心して快適に暮らせるまち ～安全･安心社会の実現～	(5)安全･安心な生活環境の保全	⑪公害防止対策の推進 ⑫監視、測定の実施 ⑬まちの美化・不法投棄対策の推進 ⑭公園の整備・維持管理、緑化の推進 ⑮桜の維持管理と遊歩道の活用	満足度（空気・水のきれいさ、におい、静けさ、不法投棄）
		(6)気候変動適応策の推進	⑯自然災害対策の推進 ⑰健康被害対策の推進	
	4　地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～低炭素社会の実現～	(7)省エネルギーの推進	⑱家庭の省エネルギーの促進 ⑲事業者の省エネルギーの促進 ⑳公共施設の省エネルギーの推進	温室効果ガス排出量、事務事業排出量、環境配慮活動状況
		(8)再生可能エネルギーの利用促進	㉑再生可能エネルギーの適切な導入の促進	
		(9)低炭素型まちづくりの推進	㉒省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進 ㉓環境負荷の少ない移動の促進	
	5　協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち ～環境保全活動の拡大～	(10)環境に配慮した行動の実践	㉔環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発	環境事業への参加者数、満足度（市民活動、環境イベント、学習機会、活動機会）
		(11)環境教育･環境学習の推進	㉕学校における環境教育の充実 ㉖地域における環境学習機会の拡充	
		(12)協働による環境活動の推進	㉗環境に配慮した活動への支援 ㉘協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用 ㉙環境に関する情報共有と協働の場づくり	

２.施策指標の見直し

（１）成果指標の見直し

○成果指標は、基本的には現行計画の指標を継続し、「地球温暖化対策計画」関連指標の更新を行います。

表- 3　成果指標の見直しについて

	項目	見直しの方向性
基本目標1	「山、森など自然の緑の豊かさ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「池、湧水などの自然のなかの水環境」の満足度（アンケート調査）	継続
	「野生動植物の多さ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「環境活動ができる機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	継続
基本目標2	ごみの年間総排出量	継続
	家庭系一般廃棄物の可燃ごみ年間総排出量	継続
	市民１人１日当たりの排出量（家庭系一般廃棄物の可燃ごみ及び不燃ごみ）	継続
	リサイクル率	継続
	「ごみの収集・処理の方法」の満足度（アンケート調査）	継続
基本目標3	「空気のきれいさ、さわやかさ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「河川や水路などの水のきれいさ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「におい（悪臭）がしないこと」の満足度（アンケート調査）	継続
	「まちの静けさ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「不法投棄の少なさ」の満足度（アンケート調査）	継続
基本目標4	市域の温室効果ガス（CO_2）排出量	【更新】 区域施策編の目標値 46%削減に更新
	市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO_2）排出量	【更新】 事務事業編の目標値 51%削減に更新
	事業所における「環境配慮活動の取り組み状況」で「取り組んでいる」と回答（アンケート調査）	継続
基本目標5	環境に関する事業等への参加者数（環境課関連事業）	継続
	「環境市民活動の活発さ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「地域での環境イベントの開催状況」の満足度（アンケート調査）	継続
	「環境について学ぶ機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	継続
	「環境活動ができる機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	継続

（２）施策指標の見直し

〇施策指標は、取組の進捗状況や中間評価における課題を考慮し、以下の方針で見直しを行います。

表- 4　施策指標の見直し（基本目標 1）

	施策指標	見直しの方向性
個別目標1	①里山等に生息･生育する動植物の保全活動の参加者数	【継続･変更なし】里山･生物多様性保全への参加状況を把握する指標として継続
	②森林保全のための整備活動への参加者数	【継続･変更なし】森林･里山保全への参加状況を把握する指標として継続
	③東海自然歩道利用者数（入込調査　8 日/年）	【見直し･削除】限定的な集計（年８日）であり、天候にも左右される課題（環境審議会意見）を踏まえ、指標としては削除
	④有害鳥獣による被害農地面積	【継続･変更なし】有害鳥獣による農業被害の状況を把握する指標として継続
個別目標2	~~⑤動植物の生息調査の実施回数~~ →⑤動植物の保全調査の実施回数	【見直し･文章修正】環境審議会での意見を踏まえ、施策指標の記載内容を変更（生息→保全）
	⑥里山等に生息･生育する動植物の保全活動の参加者数【再掲】	【継続･変更なし】里山･生物多様性保全への参加状況を把握する指標として継続
	⑦観察会等の参加者数	【継続･変更なし】自然環境への関心や学習･体験機会への参加状況を把握する指標として継続
	~~⑧外来種駆除活動の実施回数~~	【見直し･統合】近年実施回数が急増。目標値とのバランスから、⑨へ統合
	⑨外来種駆除活動の参加者数	【継続･変更なし】外来種対策への参加状況を把握する代表指標として継続
個別目標3	⑩河川 BOD 環境基準達成率	【継続･変更なし】市内河川の水質状況を把握する指標として継続
	⑪公共下水道人口普及率	【継続･変更なし】生活排水対策及び下水道整備の進捗状況を把握する指標として継続

表- 5　施策指標の見直し（基本目標２）

	施策指標	見直しの方向性
個別目標4	⑫ごみアプリの閲覧数	【見直し・目標値】現状を踏まえ、目標値は実績値からの微増を目指す（2030 年度目標値：126,000 回/年→220,000 回/年）
	~~⑬臨時エコステーション開設数~~ →⑬プラスチック製品の収集量（t/年）	【見直し・指標変更】臨時エコステーションの開催回数は現状維持を見込むため施策指標を変更し、令和10年4月より始まるプラスチック製品収集量を新たに指標とする（2030年度目標値：50t/年、プラスチック容器包装の収集量は含まない）

表- 6　施策指標の見直し（基本目標３）

	施策指標	見直しの方向性
個別目標5	⑭自動車騒音基準達成率	【継続・変更なし】道路交通騒音の環境状況を把握する指標として継続
	⑮クリーンタウン犬山推進事業参加団体数	【継続・変更なし】地域における環境美化活動への参加・取組状況を把握する指標として継続
	⑯集積場等への監視カメラ設置台数（総数）	【見直し・目標値】計画策定時は監視カメラの設置を積極的に行っていく方針であったが、現在は地域の需要に応じた設置を行っているため、現状に即した数値に変更する（2030年度目標値：350 台→130 台）
	⑰緑化に関するイベント・講座等の参加人数	【継続・変更なし】緑化に関する普及啓発や参加の状況を把握する指標として継続
	~~⑱桜の拠点数（累積）~~	【見直し・削除】維持管理による市民の安全を最優先とし、新たな拠点の整備予定がないため、指標としては削除
個別目標6	⑲下水道事業による調整池の整備箇所数（累積）	【継続・変更なし】気候変動適応策の防災関係の指標として継続
	⑳熱中症に関する啓発活動の実施回数 →⑳熱中症搬送者数	【見直し・指標変更】環境審議会での意見を踏まえ、気候変動適応策の健康・暑熱関係の指標を熱中症（疑いを含む）搬送者数に変更（2030年度目標値：　81 人）

表- 7　施策指標の見直し（基本目標４）

	施策指標	見直しの方向性
個別目標7	㉑家庭部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	【見直し・目標値】地球温暖化対策実行計画【区域施策編】改訂案（R8）に基づく変更（2030 年度目標値：53 千 t-CO_2→36 千 t-CO_2）
	㉒産業部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	【見直し・目標値】地球温暖化対策実行計画【区域施策編】改訂案（R8）に基づく変更（2030 年度目標値：280 千 t-CO_2→214 千 t-CO_2）
	㉓市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO_2）排出量	【見直し・目標値】地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改訂（R6）に基づく変更（2030 年度目標値：4,426t-CO_2→3,614t-CO_2）
	~~㉔公共施設での緑のカーテン設置施設数~~ →㉔公共施設での緑のカーテン設置や打ち水などの暑熱対策に取り組む施設数	【見直し・指標変更】各課への支給品を増やすなどの工夫を行ったが、増加が見込めず、現場の負担も大きいため施策指標を変更
個別目標8	㉕犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入補助件数	【継続・変更なし】家庭における省エネ・再エネ設備等の導入状況を把握する指標として継続
	㉖公共施設での再生可能エネルギー導入施設数（累積）	【継続・変更なし】公共施設における再生可能エネルギー導入の進捗状況を把握する指標として継続
個別目標9	~~㉗公用車における低公害車の台数~~ →㉗公用車における電動車の台数	【見直し・文章修正】国の計画に準じて、用語を変更（低公害車→電動車）
	㉘コミュニティバスの年間利用者数	【継続・変更なし】公共交通の利用状況を把握する指標として継続
	~~㉙LED 等高効率機器が施設内の 50%以上導入された公共施設数~~ →㉙公共施設の LED 化完了施設数	【見直し・指標変更】現状の施設数カウントの実態に合わせ指標を変更。

表- 8　施策指標の見直し（基本目標５）

	施策指標	見直しの方向性
個別目標10	~~㉚省エネ講座の実施回数~~	【見直し・統合】省エネ講座は環境学習に含まれるため、㉛に統合
	㉛環境学習講座等への参加人数	【継続・変更なし】環境学習の機会への参加状況を把握する代表指標として継続
個別目標11	㉜犬山里山学センターでの小中学校環境学習実施数	【継続・変更なし】学校教育における環境学習の実施状況を把握する指標として継続
	㉛環境学習講座等への参加人数【再掲】	【継続・変更なし】環境学習の機会への~~市民~~参加状況を把握する代表指標として継続
個別目標12	㉝市民への指導・支援及び活動に携わった人数	【継続・変更なし】環境活動を支える人材の活動・支援状況を把握する指標として継続

３.二酸化炭素排出量削減目標の見直し

（１）国・愛知県の削減目標

〇国は、令和 2（2020）年 10 月の内閣総理大臣所信表明演説において、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を宣言し、令和 3（2021）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法に位置付けました。

〇これを踏まえ、令和 3（2021）年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、**2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減**することを目標として掲げました。

〇愛知県においても、令和 4（2022）年 12 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を改定し、**2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減**する目標を掲げています。

〇国は、令和 7（2025）年 2 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2035 年度に 2013 年度比 60%削減、2040 年度に 73%削減する新たな目標を示しています。

（２）犬山市の削減目標見直しの方向性

〇犬山市は、令和 3（2021）年 2 月に、2050 年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明を行い、現行計画にも反映されていますが、温室効果ガス排出量の削減目標は、当時の国・県の動向を踏まえ、26%削減としています。

〇「第２次犬山市環境基本計画」の中間見直しにあたっては、国・県の目標を踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標を設定します。

表- 9　温室効果ガス削減目標の推移

国	地球温暖化対策計画 （2016 年 5 月）	地球温暖化対策計画 （2021 年 10 月）	地球温暖化対策計画 （2025 年 2 月）
	2030 年：26%削減 2050 年：80%削減	2030 年：46%削減 2050 年：排出量実質ゼロ	2030 年：46%削減 2040 年：73%削減 2050 年：排出量実質ゼロ
愛知県	あいち地球温暖化防止戦略 2030（2018 年 2 月）	あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定版(2022 年 12 月)	
	2030 年：26%削減	2030 年：46%削減 2050 年：排出量実質ゼロ	
犬山市	第２次犬山市環境基本計画 （2021 年 3 月）	第２次犬山市環境基本計画 改訂版（2027 年 3 月予定）	
	2030 年：26%削減 2050 年：排出量実質ゼロ	2030 年：46%削減 2050 年：排出量実質ゼロ	

（３）犬山市の 2030 年度排出量削減目標

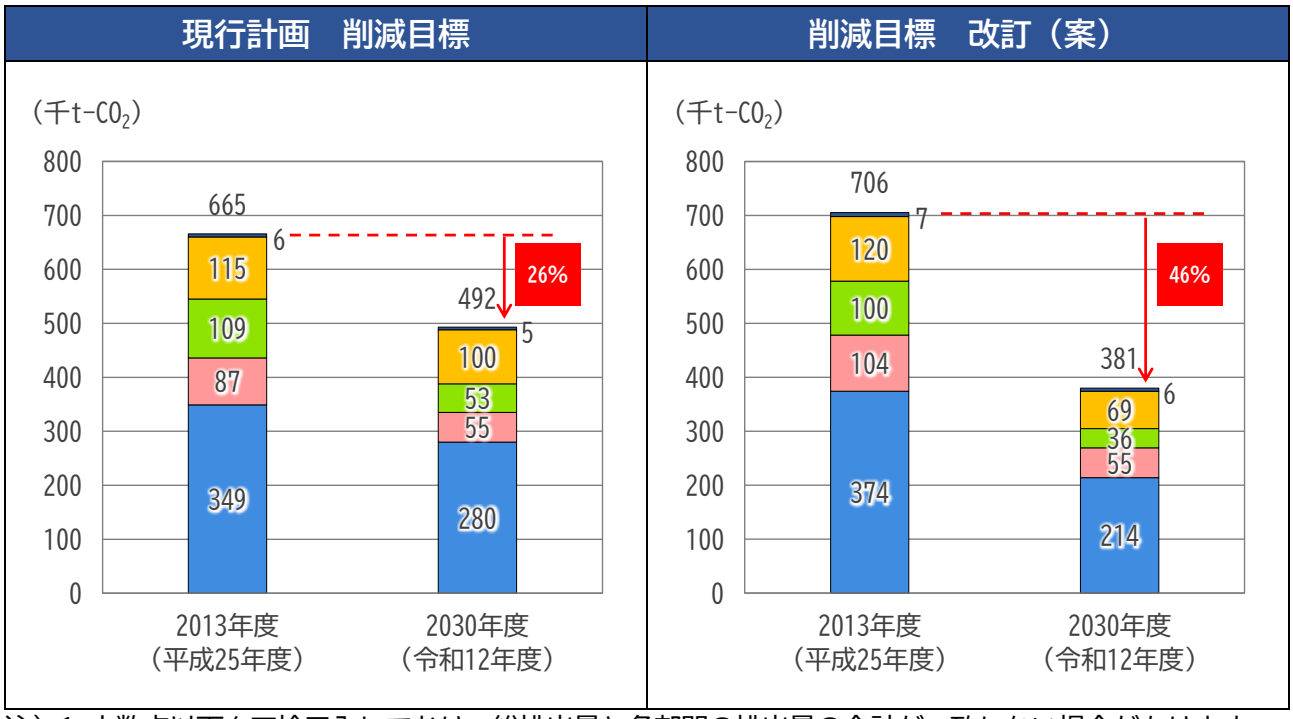
〇新たな温暖化対策を講じない場合（現状すう勢）の 2030 年度温室効果ガス排出量と、国・県・本市の施策による削減効果等を見込んだ 2030 年度温室効果ガス排出量を以下に示します。

〇これより、2030 年度の削減目標は「2013 年度比で 46%削減」と設定します。なお、施策の着実な推進により、更なる削減を目指します。

表- 10　2030 年度犬山市温室効果ガス排出量削減目標（案）

部門	2013 年度排出量（千 t-CO_2）	2030 年度			
		現状すう勢ケース		施策削減効果反映	
		排出量（千 t-CO_2）	2013 年度比	排出量（千 t-CO_2）	2013 年度比
産業	374	384	3%	214	▲ 43%
業務	104	86	▲ 17%	55	▲ 47%
家庭	100	76	▲ 24%	36	▲ 64%
運輸	120	112	▲ 7%	69	▲ 43%
廃棄物	7	7	0%	6	▲ 14%
合計	706	665	▲ 6%	381	▲ 46%

（注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。）



注）1. 小数点以下を四捨五入しており、総排出量と各部門の排出量の合計が一致しない場合があります。
2. 算定方法の見直しに伴い、基準年度（2013 年度）の排出量については遡及改訂を行っています。

【将来の温室効果ガス排出量算定の考え方】

○2030 年度の現状すう勢排出量は、各部門の排出量が愛知県全体と同様の増減率で推移すると仮定して算出しました。

○2030 年度の削減見込み量について、愛知県は、国の「地球温暖化対策計画」に示された施策別の削減見込み量を、国と県の活動量の比率等により按分して県分の削減見込み量を算定するとともに、県独自の追加的な施策による削減見込み量を加えて算定しています。犬山市においても、この考え方を踏襲し、愛知県の削減見込み量を県と市の活動量の比率等により按分して、犬山市における施策による削減見込み量を算定しました。

表- 11　2030 年度削減見込み量（案）

	地球温暖化対策計画による施策	県・市の追加的な施策	2030 年度削減見込み
産業	・高効率設備（高効率空調、産業用ヒートポンプ、産業用照明、低炭素工業炉、 産業用モーター、高性能ボイラー、コージェネレーションなど）の導入 ・省エネ農機、施設園芸における省エネ設備の導入・転換 ・徹底的なエネルギー管理の実施など	・事業者の自主的な省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進 ・中小企業の省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進 ・脱炭素プロジェクトの創出 ・環境・新エネルギー関連企業の支援・誘致、低炭素・脱炭素型の技術・製品・サービスの供給促進など	170 千 t-CO_2
業務	・新築建築物の省エネ基準適合義務化・既存建築物の省エネ化 ・高効率設備（業務用給湯器、照明など）の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・BEMS 等を利用した徹底したエネルギー管理の実施 ・国民運動の推進など	・事業者の自主的な省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進 ・中小企業の省エネ対策や再エネ設備導入等の取組の促進 ・脱炭素プロジェクトの創出 ・建築物の ZEB 化支援や愛知県建築物環境配慮制度の効果的運用等による環境に配慮した建築物の普及 ・公共施設の率先的な省エネ対策等推進	31 千 t-CO_2
家庭	・新築住宅の省エネ基準適合義務化 ・新築住宅の ZEH 化 ・高効率設備（給湯器、照明等）の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・HEMS 等を利用した徹底したエネルギー管理の実施	・デコ活などの市民活動の展開 ・積極的な情報提供を通じた、高効率な照明・家電製品等への転換促進 ・家庭における太陽光発電設備や蓄電池の導入拡大、エネルギー管理の促進 ・スマートハウスや ZEH など環境に配慮した住宅の普及など	40 千 t-CO_2
運輸	・燃費改善 ・電動車（EV、FCV、PHV、HV）の普及 ・交通流対策 ・公共交通機関の利用促進 ・鉄道貨物輸送へのモーダルシフト等	・導入補助金、課税免除措置により電動車への買い替え促進 ・エコドライブの普及 ・交通流対策の推進など	43 千 t-CO_2
廃棄物	・廃棄物焼却量の削減	・廃棄物の発生及び処分量の削減	0.7 千 t-CO_2

（４）二酸化炭素排出量の算定方法の見直し

○二酸化炭素排出量の算定については、算定年度の遅れを短縮し、地域の実態をより的確に捉えることを目的として、算定方法を以下のとおり見直します。

【見直し内容】

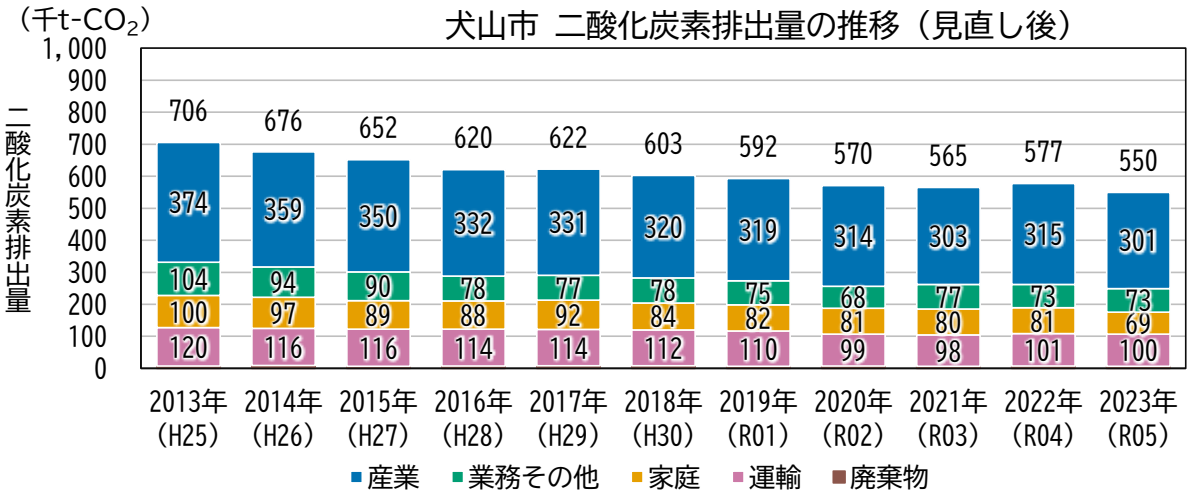
・市域排出量の 50%以上を占める製造業については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に基づく特定事業所の実績値を活用する方法を導入します。

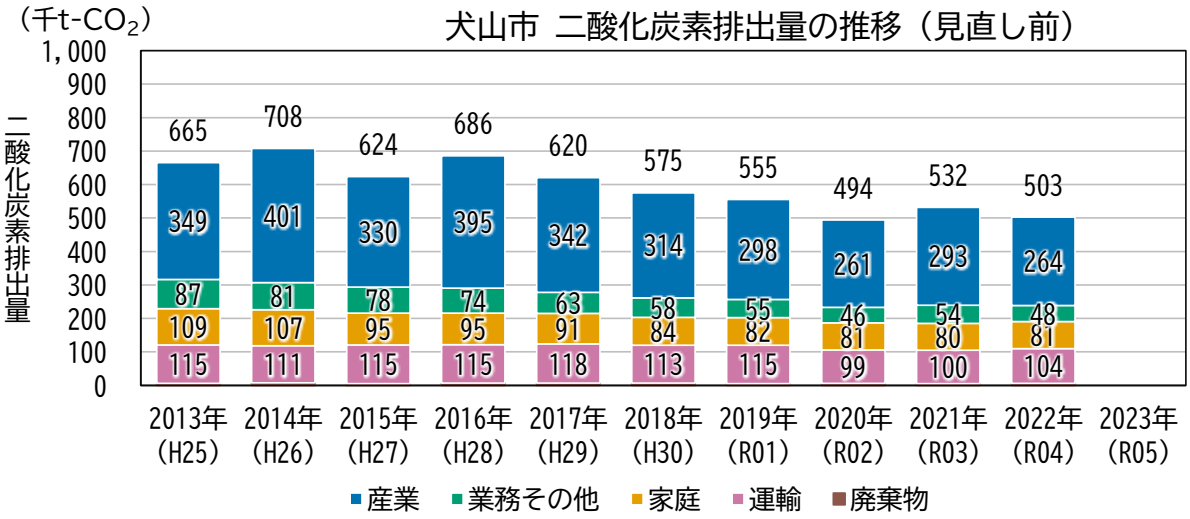
・製造業以外の各部門（業務その他、家庭、運輸、廃棄物等）は、環境省が標準的な手法により毎年度算定・公表している「自治体排出量カルテ」を活用します。

・これにより、市内事業者の削減努力など、市域の排出実態をより適切に把握するとともに、公表時点と最新の推計年度との差も、現行手法の 3～4 年程度から概ね 2～3 年程度に短縮されます。

○算定方法の見直しに伴い、基準年度（2013 年度）以降の二酸化炭素排出量について、遡及改訂を実施します。

表- 12　算定方法の見直し前後の二酸化炭素排出量の比較



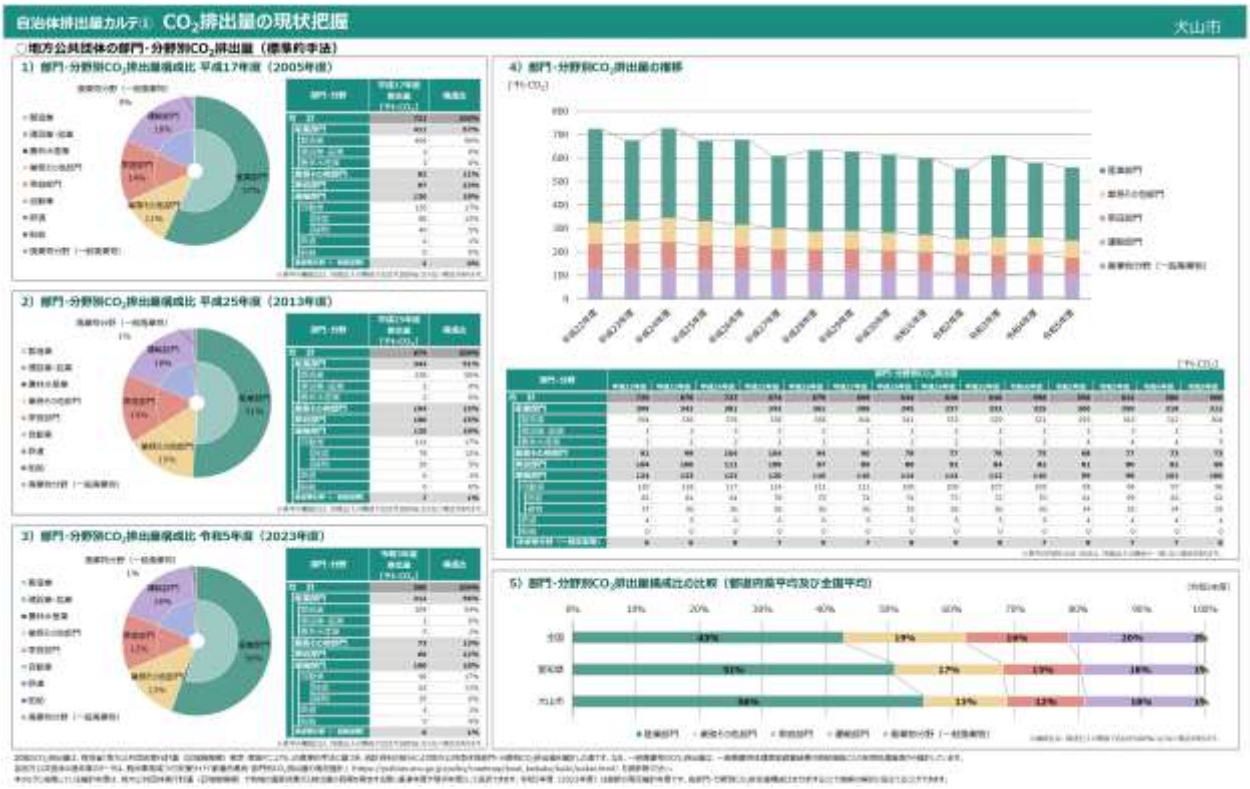


【参考】環境省自治体排出量カルテについて

・「自治体排出量カルテ」は、環境省が毎年公表している資料で、国のマニュアルに示された標準的な手法により算定した自治体ごとの CO_2 排出量推計値が整理されています。

・公表時点と最新の推計年度との差は概ね 2 年程度であり、現行の市独自算定（概ね 3～4 年程度）と比べ、より直近の排出状況を把握できます。

・一方、標準的な手法では、地域の産業構成や特定事業所の排出実態を十分に反映できない場合があります。このため、本市の排出量の多くを占める製造業については、特定事業所の排出実績値を活用した「事業所排出量積上法」（特定事業所以外は全国業種別按分法を適用）により算定します。



４.気候変動適応計画の策定

〇犬山市の地域気候変動適応計画は、愛知県の「気候変動適応計画」に示された気候変動の影響及び適応策を基礎に、本市の地域特性に関係する項目を抽出し、想定される影響と、本市の役割や既存の取組を踏まえた適応策を整理しました。

〇整理した適応策は、「基本目標３　安心して暮らせるまち～安全・安心社会の実現～」の「個別目標（６）気候変動適応策の推進」に、「犬山市地域気候変動適応計画」として反映します。

表- 13　気候変動の影響と適応策（案）(1/2)

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
農林水産業	農業・林業	水稲、果樹等	高温による品質低下や生育障害、収量の減少、病虫害の増加などの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、気候変動に対応した品種や技術の導入、病害虫対策を推進します。
水環境・水資源	水環境	ため池	水温の上昇に伴う水質の変化や藻類の増加、水生生物や農業用水などへの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、入鹿池等の水環境に関する情報の収集や気候変動による影響の把握に努めます。
自然生態系	陸域生態系	森林、里地･里山	気温上昇により、森林植生や生態系の変化、生物多様性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、地域固有の生態系や動植物の把握、外来生物の防除を進め、生物多様性の保全を図ります。
		野生鳥獣	気温上昇に伴い、イノシシ等の生息域が拡大し、農林業や生態系への影響が懸念されています。	■有害鳥獣対策や森林･里山の保全を推進し、農林業被害や生態系への影響を軽減します。
自然災害	河川・山地	洪水、内水、土砂災害	豪雨の増加により、河川氾濫や内水氾濫などの水害や土砂災害の頻発･激甚化が懸念されています。	■自然災害に備え、防災情報の充実や市民の防災意識向上、適切な避難行動の促進を図ります。 ■河川管理者等と連携し、総合的な治水･浸水対策を推進します。 ■関係機関と連携し、適切な森林の保全･整備を推進します。

表- 14　気候変動の影響と適応策（案）(2/2)

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症	気温上昇により、熱中症や循環器疾患の増加、児童・生徒や高齢者、屋外労働者等への健康影響が懸念されています。	■熱中症予防の情報提供、注意喚起、普及啓発を推進します。 ■クーリングシェルター・クールシェアスポットの周知・利用を促進します。 ■小中学校への空調設備の整備など、児童・生徒の暑熱環境の改善と熱中症予防を図ります。
産業・経済活動	観光業	地域観光	気温上昇や豪雨の増加により、観光の快適性や安全性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、多言語での防災・避難情報の提供や観光客の安全確保を推進します。 ■暑熱対策に関する情報提供など、安全で快適な観光環境の整備を推進します。
市民生活	ライフライン	水道、交通等	豪雨や台風の激甚化により、交通・ライフラインなど社会インフラへの影響が懸念されています。	■防災情報の充実や関係機関との連携を進め、災害時にも生活基盤の維持・確保に努めます。
	その他	暑熱による生活への影響等	気温上昇により、暑熱環境が悪化し、熱中症リスクや生活・労働環境への影響が懸念されています。	■夏季の軽装など、暑熱対策の普及や気候変動に関する情報提供を進め、市民・事業者の適応行動を促進します。